

外為オプション取引に係るご注意

本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注1）

この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

また、本取引は、法令・諸規則等により、取引の内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

取引の内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

弊社によるご説明や、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、コールセンター（0120-727-930（携帯電話・PHSからは、03-6221-0190））までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注2）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注1）ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前1年間に、2以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- ・外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合（注2）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

外為オプション取引説明書（契約締結前交付書面・注意喚起文書）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、外為オプション取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

外為オプション取引は、利益を得られることや元本が保証されたものではありません。最大でオプションの購入金額相当額の損失が発生します。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき顧客に交付する書面で、金融商品取引法第 2 条第 22 項第 3 号に規定される店頭デリバティブ取引のうちヨーロッパタイプのバイナリオプション取引である当社の「外為オプション取引」について説明します。

手数料など諸費用について

- ・外為オプション取引の取引手数料は無料です。

外為オプション取引のリスクについて

- ・外為オプションはヨーロッパタイプのバイナリオプションです。オプションの売却や申込受付終了後に取引の取消を行うことはできません。

・外為オプション取引は、取引時間の「STARTレート」（当社の店頭外国為替証拠金取引（FXネオ）で購入受付締切時間後に最初に提示される各通貨ペアのBID レートとASKレートの中間の値）が取引時間の「ENDレート」（購入受付締切時間後に設定される満期日のレート）と比べて一定のレンジ内で「円高か円安」または「ドル高かドル安」のどちらになるかを予想する取引です。

- ・外為オプション取引は期限のある取引であり、満期日に予想が一致した場

合には、購入金額にペイアウト倍率を乗じた金額を受け取ることができる一方、予想が一致しなかった場合には購入金額全額が損失となります。外為オプション取引は投資元本を保証した取引ではなく、為替相場の変動により投資元本のすべてを失うおそれのある、リスクの高い金融商品です。また、対象原資産である為替相場に直接投資するよりも、一般に損失の割合が大きくなります。

- ・ペイアウト倍率はボラティリティの変動に応じてレンジ幅を調整することで、2倍程度になるように組成しています。

- ・ペイアウト倍率は、購入受付開始時点で確定し、購入画面に表示されます。

- ・外為オプションは期日（満期日）のある取引です。満期日が到来すると自動的に権利行使の判定が行われます。

- ・END レートが購入したレンジ内に収まらないレンジ外になった場合は、購入金額が損失となります。

- ・レンジ幅は一般的に直近一定期間のボラティリティが高くなるとSTART レートから離れ、ボラティリティが低くなるとSTART レートに近づきます。

- ・外為オプション取引では、各回号ごとに販売上限金額を設けており、購入受付時間中に、受付停止（完売）となることがあります。また、お客様からの購入申込が、円高（ドル高）、円安（ドル安）のどちらか一方に、一定金額以上集中した場合にも発生します。通貨ペア×回号ごとに販売額を集計して、完売としています。

- ・当社では外為オプションに関し、各回号ごとに販売上限金額を設けており、販売上限金額に達すると完売となります。販売上限金額については過去の回号におけるデルタ値を元に通貨ペア、回号ごとに、過去の相場状況を勘案し、当社の取れるリスクを計算して算出しております。完売は、相場急変時およびレンジ相場における反転タイミングで起こりやすい傾向があります。また時間帯によっては完売が起こりやすくなる時間帯などがございます。一般的に直近一定期間のボラティリティが高くなると販売上限金額が高くなり、ボラティリティが低くなると販売上限金額が低くなる傾向がございます。

・外為オプション取引では、お客様全体のオプション購入金額の合計額とペイアウト金額の合計額の差額が、当社の収益となります。

・外為オプション取引において合理的な投資判断を行うためには、オプション取引の理論的根拠等の専門知識が必要となります。

・本取引は、インターネットを利用した電子取引となるため、当社、当社のカバー取引先、当社のシステム委託先、または通信回線業者等が所有するシステム機器や通信回線に障害が発生した場合には、お客様のお取引または金銭の受け払いに影響を及ぼす可能性があります。

・インターバンク市場の流動性が著しく低下している等の理由により、お客様のへのレート提示が困難であると当社が判断した場合には、外為オプション取引の新規申込の受付を中止する場合があります。また、相場急変時や流動性の乏しい時間帯などは、購入締切時間およびEND時間が設定されない場合があります。

カバー取引先について

当社は、お客様の外為オプション取引から発生するポジションのリスクをヘッジするため、下記カバー取引先とヘッジ取引を行います。

商号又は名称：パークレイズ・バンク・ピーエルシー(Barclays Bank PLC)

監督を受けている外国当局の名称：英国金融庁(U.K. FSA)

業務内容：銀行業

商号又は名称：ドイチェ・バンク・エーゲー(Deutsche Bank AG)

監督を受けている外国当局の名称：英国金融庁(U.K. FSA)

業務内容：銀行業

商号又は名称：ユービーエス・エー・ジー(UBS AG)

監督を受けている外国当局の名称：スイス連邦銀行委員会(Swiss Federal Banking Commission)

業務内容：銀行業

商号又は名称：株式会社三井住友銀行(Sumitomo Mitsui Banking Corporation)

業務内容：銀行業

商号又は名称：ゴールドマン・サックス・インターナショナル(Goldman Sachs International)

監督を受けている外国当局の名称：英国金融庁 (U.K. FSA)

業務内容：証券業

商号又は名称: モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー (Morgan Stanley & Co. International PLC)

監督を受けている外国当局の名称：英国金融庁 (U.K. FSA)

業務内容：証券業

・お客様から預託された外為オプション取引に係る預託金については、三井住友銀行およびみずほ信託銀行の信託口座にて、当社の資産とは区分して管理します。

外為オプション取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

・ 外為オプション取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

外為オプション取引の概要

お客様が、当社で外為オプション取引を行われる際の手続きの概要は、以下の通りとなります。

1. 口座開設

(1) 本説明書の交付

外為オプション取引口座の開設を申し込まれる前に、事前に本説明書を熟読し、外為オプション取引の概要やリスクを十分にご理解ください。なお、申し込みと合わせて、本説明書を受領し、お客様の判断と責任において取引を行う旨が記載された確認書の差し入れをお願いしております（説明書の交付・確認書の差し入れは電磁的方法により行われます。事前に電子交付等への承諾をお願いします）。

(2) 外為オプション取引口座の開設

外為オプション取引の開始にあたっては、「外為オプション取引約款」にご承諾いただき、その他の当社規程・ルール等にご同意いただいた上で、外為オプション取引口座(以下、「本口座」といいます。)の開設をお申し込みください。当社では、口座開設審査基準を設け、資産・投資経験・その他の事項を考慮し、口座開設手続を行います。

2. お取引可能な通貨ペア

当社でお取引可能な通貨ペアは、米ドル/円、ユーロ/円、ポンド/円、ユーロ/米ドルです。

3. 取引価格

外為オプション取引の提示レートは、店頭外国為替証拠金取引で提示している各通貨ペアの BID レートと ASK レートの中間値（MID レート）を採用しています。

購入受付締切時間後の初回 Tick レート(1)を「START レート」、END 時間後の初回 Tick レート(2)を「END レート」と呼びます。

1 購入受付締切時間後に当社の店頭外国為替証拠金取引において最初に更新されたレートの仲値のことをいいます。

2 END 時間後に当社の店頭外国為替証拠金取引において最初に更新されたレートの仲値のことをいいます。

なお、当社の店頭外国為替証拠金取引に係る各通貨の価格は、インターバンク市場において取引されている最新の価格を参照し、当社が対お客様向け取引レートとして算出したものです。

4. 取引単位

当社が提供する外為オプション取引の最低購入金額 1,000 円（1 注文ごと）であり、購入単位は 100 円となっています。各回号の最大購入金額は 30,000 円（通貨ペア×回号の組み合わせごと）までとなります。

5. 呼値の単位

外為オプション取引で提示する各通貨の呼値の単位は、1 通貨単位あたり、以下の通りです。米ドル/円、ユーロ/円、ポンド/円は0.001 円、ユーロ/米ドルは0.00001ドルとなります。

6. 注文の種類

当社が提供する外為オプション取引においては、購入のみ可能です。満期日が到来すると自動的に権利行使の判定が行われます。

7. 取引の相手方

当社がお客様から外為オプション取引に関する注文を受けた場合、当社が相手方となって取引を成立させます。

8. 注文の方法

お客様は、当社会員ページよりインターネット経由で、外為オプション取引に係る取引注文を行うことができます。電話等それ以外の手段による注文の受諾は、システム障害時を含めて一切行いませんのでご了承ください。

9. 注文の指示

お客様は、当社に外為オプション取引の注文をする場合、次の事項の指示をお願いします。

- ・通貨ペア
- ・回号
- ・購入区分（円高、円安またはドル高、ドル安の別）
- ・購入金額

10. 取引成立の報告

お客様の外為オプション取引に係る注文は購入受付締切時間に約定します。当社は取引の内容等を明らかにした取引報告書を約定成立後速やかに、お客様に交付します。なお、取引報告書の交付は「契約締結時交付書面等の電磁的方法による交付等に係る取扱規程」に基づき電磁的方法により行います。

11. 両建て取引について

両建て取引は経済合理性を欠く取引であり、お客様保護の観点から両建て取引に該当する注文は受けかねますのご了承ください。

12. 取引に基づき発生する債務の履行の方法

お客様が、外為オプション取引に基づき発生する債務を履行する方法は、必要な額を日本円により入金する方法に限るものとします。

13. 手数料

外為オプション取引に係る手数料の額は、0円となっています。

14. 販売上限（完売）について

販売上限金額については、過去の通貨ペアごとの相場変動率（ボラティリティ）を基に、当社にて発生するリスク値（オプション取引で使用するデルタ値等）を計算した上で設定しています。完売は、相場急変時およびレンジ相場における反転タイミングで起こりやすい傾向があり、また、完売が起こりやすくなる時間帯もあります。一般的には、直近一定期間のボラティリティが高くなると販売上限金額が高くなり、ボラティリティが低くなると販売上限金額が低くなります。

15. 益金に係る税金

個人が行った店頭における外為オプション取引で発生した益金（取引によって発生した損益、及び取引手数料）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

法人が行った外為オプション取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、顧客が外為オプション取引を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

外為オプション取引の仕組み、取引の手続等について、詳しくは当社ホームページをご覧になるか当社コールセンターまでお尋ね下さい。

店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした一定の店頭デリバティブ取引、又は顧客のために店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「店頭デリバティブ取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意下さい。

- a．店頭デリバティブ取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭デリバティブ取引を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- b．顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為
- c．店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- d．店頭デリバティブ取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e．店頭デリバティブ取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f．店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- g．店頭デリバティブ取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- h．店頭デリバティブ取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

- i .店頭デリバティブ取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- j .本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭デリバティブ取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
- k .店頭デリバティブ取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- l .店頭デリバティブ取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。)
- m .店頭デリバティブ取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- n .店頭デリバティブ取引契約に基づく店頭デリバティブ取引行為をすることその他の当該店頭デリバティブ取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- o .店頭デリバティブ取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p .店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為
- q .あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭デリバティブ取引をする行為
- r .個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭デリバティブ取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として店頭デリバティブ取引をする行為
- s .店頭デリバティブ取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)
- t .店頭デリバティブ取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭デリバティブ取引の売付又は買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引を

いいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること

当社の概要について

商号等	GMOクリック証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第77号
本店所在地	〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町20-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成17年10月
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
連絡先	< GMOクリック証券コールセンター > 0120-727-930（携帯電話・PHSからは、03-6221-0190）

苦情・紛争解決について

お客様が利用可能な指定紛争解決機関は次のとおりです。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

電話番号：0120-64-5005（フリーダイヤル）

URL：<https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html>

東京事務所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13 第三証券会館

大阪事務所：〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

外為オプション取引に関する主要な用語及びその他基礎的事項について

当社の外為オプション取引(店頭デリバティブ取引)を行う上で必要となる主要な用語、及びその他基礎的な事項についてご説明します。

相対取引

取引所を介さずに、金融機関など当事者同士が直接、売り手と買い手となり、相対(一対一)で、値段、数量、決済方法などの売買内容を決定する取引方法。=オー・ティー・シー(OTC: Over The Counter)

アウト・オブ・ザ・マネー(Out of The Money)

オプションの権利行使をすると損失の出る状態のこと。

アゲインスト(Against)

市場レート(マーケットレート)で評価した際に保有している建玉にかかる評価が損失になる状態。保有している建玉が「含み損」になっている場合をアゲインスト(Against)と呼びます。=アンフェーバー(Un-Favor)。

アスク(Ask)

お客様が買うことのできる値段。=オファー(Offer)

アット・ザ・マネー(At The Money)

オプションの権利行使価格が原資産価格が同水準で、オプションの権利行使をした場合に損益がゼロとなる状態のこと。

アメリカン・オプション(American Option)

満期日までであれば、いつでも権利行使ができるオプション取引のこと。

イン・ザ・マネー(In The Money)

オプションの権利行使をすると利益が出る状態のこと。

インターバンク市場(Interbank Market)

銀行間市場のこと。

インプライド・ボラティリティ(Implied Volatility)

オプションの価格算出モデルを用いて、市場で実際に取引されているプレミアムから逆算した価格変動率のこと。

円高

対象通貨(米ドル、ユーロなど)に対して円の価値が上がること。たとえば、1ドル=110円から1ドル=100円になったときのことを指します。円安

円安

対象通貨(米ドル、ユーロなど)に対して円の価値が下がること。たとえば、1ドル=100円から1ドル=110円になったときのことを指します。円高

オー・ティー・シー(OTC: Over The Counter)

相対取引のこと。取引所を介さない取引全般をOTC といいます。

オファー (Offer)

アスク(Ask)と同意語。お客様が買うことのできる値段。 ビット(Bid)

オプション料

オプションの買い手が売り手に支払う対価のこと。オプションの価値を表し、プレミアム (Premium) とも呼びます。オプション料は、そのオプションの本源的価値 (オプションの権利行使を行ったときに得られる価値) と時間価値 (将来の価格変動に対する期待値) の合計額となります。

外国為替オプション取引

将来のある期日において、特定の通貨を特定の価格で買う権利または売る権利を売買する取引のこと。買う権利のことは「コール」といい、売る権利のことは「プット」といいます。

買い持ち

外貨を買っている (保有している、買い超) 状態のことをいいます。買い建玉を持っているともいいます。Long(ロング)ともいいます。 売り持ち (short ショート)

為替差損 (益)

外国為替相場の変動によって生じた利益/損失のこと。為替差益/為替差損と呼ばれます。

為替変動リスク

外国為替相場の変動や影響により、差損が出るリスクのこと。

金融先物取引業協会

金融商品取引法に定める金融商品取引業者による自主規制団体で、金融庁長官により監督されています。

金融商品取引業者

委託者からの金融商品取引の注文を取引所、あるいは他の業者に取り次ぐ業務等について、金融商品取引法による登録を受けた業者。

金融商品取引法

金融商品取引所および金融商品取引を規制する法律。

区分管理信託

金融商品取引法および関連法令に基づき金融商品取引業者に義務付けられた、顧客から預託を受けた証拠金等について金融商品取引業者の固有財産と区分して管理するための信託。

クロス取引 (Cross Trade)

米ドルを介さない為替取引のこと。ユーロクロスと言えば、ユーロを中心にした取引 (「ユーロ・円」や「ユーロ・ポンド」など) を意味し、円クロスといえば円を絡めた取引 (「ユーロ・円」や「ポンド・円」, 「スイスフラン・円」など) を意味します。

原資産

オプション取引の対象となる商品のこと。

決済注文

建玉の損益を確定するために反対売買をする注文。

権利行使

オプションの買い手はその権利を行使すること。コール・オプションでは、原資産を買う取引（オプションの売り手にとっては原資産を売る取引）を成立させることをいい、プット・オプションでは、原資産を売る取引（オプションの売り手にとっては原資産の買い取引）を成立させることをいう。

権利行使価格

オプションの買い手が権利行使するときの原資産価格のこと。ストライク・プライス(Strike Price)ともいう。

権利行使期日

オプションの権利を行使できる期日のこと。満期日ともいいます。

コール・オプション (Call Option)

あらかじめ定めた期日において、あらかじめ定めた価格で原資産を買い付ける権利のこと。

プット・オプション(Put Option)

時間価値

将来の価格変動に対する期待値のこと。オプションの価値（オプション料）は、本源的価値（オプションの権利行使を行ったときに得られる価値）と時間価値を合計したものになります。

実現益（損）

外国為替証拠金取引等で実際に建玉を決済して、利益になる場合は、この利益を「実現益」といい、損失となる場合は、この損失を「実現損」といいます。

自動権利行使

権利行使期日にイン・ザ・マネーとなっているオプションについて、買い手から権利放棄の意志表示がない場合でも、権利行使の申出があったものとして取り扱うこと。

ショート(Short)

外国為替取引等である通貨を売り持ちにしている状態をいう。たとえば、ドル/円で「ドルショート」という場合は、ドル売り・円買いを行なっていることを意味します。（Long ロング）

順張り・逆張り

相場のトレンド、方向性に沿って取引することを順張り、相場の方向性に逆らって取引することを逆張りといえます。たとえば、ドル/円相場で、ドル高の傾向にある場合に、この先もドル高が続くという予測のもとにドルを買うのが順張りで、そろそろドル高もが反転するという予測のもとにドルを売るのが逆張。

新規注文

建玉を新たに建てるときの注文。決済注文は、建ててある建玉を反対売買する注文。

ストップロスオーダー(Stop-Loss order)

外国為替証拠金取引等で利用できる注文方法。為替レートが自分の不利に変化し、損失が発生してきたときに、それ以上の損失を避けるために建玉を決済する注文のことをいいます。買い玉のときは「ある値段まで下がったら売る」、売り玉の場合には「ある値段まで上がってきたら買い戻す」という逆指値注文になります。=逆指値

ストライク・プライス (Strike Price)

オプションの買い手が権利行使するときの原資産価格のこと。権利行使価格ともいいます。

スプレッド(Spread)

レートを提示するBid と、Ask の差のこと。たとえばドル円レートが " 117.50 - 55 " の場合であれば、スプレッドは5銭。

スポット(Spot)

外国為替市場において、受渡日が取引日の2営業日後の直物取引のこと。

スポットレート(Spot Rate)

外国為替の直物取引のことをスポット取引といい、この直物為替レートをスポットレートといいます。当社がお客様に提示しているレートもスポットレート。

損切り

評価損を実現損として確定させる決済取引のこと。逆に評価益を実現益に確定させる決済取引のことは利食いといいます。

高値

営業日、または特定の期間のなかで最も高いレートのこと。 安値

ツー・ウェイ・プライス (Two Way Price)

為替レートを表示する際に、売値と買値の両方を同時に提示すること。ドル円が117.50 - 55 と提示すると、提示されたお客様は、50 で売ることができ、55 で買うことができます。同時にレートを提示することにより取引の透明性を保っています。

通貨ペア

売買する為替の組み合わせ。ドル円、ユーロ円など。

手仕舞い

建玉を仕切ること、終了させること。

デルタ

オプション取引におけるリスク管理指標のひとつで、原資産の変動に対してオプション料(プレミアム)がどの程度変化するかを示す指標。オプション取引の最適ヘッジ比率を計る指標として利用されます。

仲値

銀行窓口基準になる相場のこと。銀行では午前9:55 ごろのインターバンク市場の水準を参考に対顧客公示レートを決め、一日間適用される基準為替レートとなります。

2項モデル

オプション取引の価格算出モデルのひとつで、権利行使期日までの相場変動を上昇と下落に場合分けして予測することにより現在のオプションの価値を算出する理論モデルのこと。

値洗い

建玉の時価評価計算を行なうこと。

バイナリー・オプション (Binary Option)

権利行使期日に原資産がある価格を超えている場合は価値を持つが、到達していない場合は価値を持たないオプションのこと。

始値

営業日開始時のレート。 終値

バリュー・デイト (Value Date)

受渡日。取引した通貨を交換する日。外国為替取引のスポット取引(店頭外国為替証拠金取引)は、取引日の2営業日後。建玉を維持し、差金決済を行う場合はロールオーバー(受渡日の更新)を行います。

ヒストリカル・ボラティリティ (Historical Volatility)

過去の値動きから算出した原資産の価格変動率のこと。

ビッド(Bid)

お客様が売ることのできる値段。 オファー(Offer)またはアスク (Ask)

ヒット(Hit)

特定のプライスで売買されたこと、約定したことをいいます。

含み益 (損)

評価益 (損) と同じ意味で、持っている建玉を市場価格で計算したときに、発生する利益含み益、損失を含み損といえます。

プット・オプション(Put Option)

あらかじめ定めた期日において、あらかじめ定めた価格で原資産を売り付ける権利のこと。

コール・オプション (Call Option)

ブラック・ショールズ・モデル

フィッシャー・ブラックとマイロン・ショールズによって考案されたオプションの価格算出モデルで、原資産価格、権利行使価格、ボラティリティ、残存期間、短期金利等を変数としてオプションの理論価格を算出します。

ブル(Bull)

相場では、相場が上昇する、強気であると考えられることを「ブル」といいます。ブル (Bull) は雄牛のことで、雄牛が角を下から上へ突き上げるようにして攻撃することから、強気派をブルといえます。 ベアー (Bear)

プレミアム (Premium)

オプションの対価のこと。オプション料ともいいます。

ベアー(Bear)

相場では、相場が下落、弱気になると考えることを「ベアー」といいます。ベア (Bear) は熊のことで、熊が腕を上から下へ振り下ろして攻撃することから、弱気派をベアーとい

ペイアウト

バイナリーオプション取引において、権利行使期日に権利行使条件を満たした場合に受け取ることができる金額のこと。

ペイアウト倍率

外為オプション取引において、満期日に受け取ることのできるペイアウトが購入金額の何倍となるかを表す倍率。

ヘッジ(Hedge)

資産運用などにおいて、リスクを回避するために行なうオペレーションのこと。

ボラティリティ (Volatility)

原資産の価格変動率のこと。過去の価格変動から算出するボラティリティを「ヒストリカル・ボラティリティ」といい、オプションの価格算出モデルを使って市場で取引されているオプションのプレミアムから逆算して算出するボラティリティを「インプライド・ボラティリティ」といいます。

本源的価値

オプションの権利行使を行ったときに得られる価値のこと。オプションの価値 (オプション料) は、本源的価値と時間価値 (将来の価格変動に対する期待値) を合計したものになります。

満期日

オプションの買い手が、そのオプションの権利を行使できる期日のこと。権利行使期日ともいいます。

安値

一定の期間のなかで最も安いレートのこと。 高値

約定日

取引が約定した日のこと。

ヨーロピアン・オプション (European Option)

満期日にのみ、権利行使ができるオプション取引のこと。

リスク(Risk)

運用や取引において、将来損失が出るかもしれない危険性のこと。

両建て

同じ通貨ペアの買建玉と売建玉の両方を保有すること。

ロスカット(Loss Cut)

損失を確定させる決済取引を行なうことをいいます。

ロング(Long)

買い持ちにすること。反対に売り持ちにすることをショートといいます。 ショート

END レート

外為オプション取引におけるEND 時間後に最初に提示されるレート。

START レート

外為オプション取引における購入受付締切時間後に最初に提示される レート。

平成 25 年 1 月 22 日

GMOクリック証券株式会社